

表 彰 規 程

平成 21 年 6 月 10 日制定

第 1 条（目的）

この規程は、國學院大學漫画文化研究会会則（以下、会則という）第 18 条の 2 に基づき、國學院大學漫画文化研究会（以下、本会という）に対して貢献し、他の会員の模範となったものに対して表彰することを目的とする。

第 2 条（表彰の種類）

本会において、表彰は次の各項に定めるものとする。

- 1 名誉会員賞
- 2 功労賞
- 3 会長特別功労賞
- 4 永年活動賞

第 3 条（名誉会員賞）

名誉会員賞は、本会の発展と名誉に功績があり、本会の各場面について著しく功績をあげたものに対して授与する。

第 4 条（功労賞）

功労賞は、本会の発展と名誉に功績があり、他の会員の模範となって本会の運営及び研究活動に功績があったものに対して授与する。

第 5 条（会長特別功労賞）

会長特別功労賞は、本会の運営及び研究活動等に対して功労があった会員及び協力者に対して謝意を表して授与する。

第 6 条（永年活動賞）

永年活動賞は、入会から学部卒業に至るまでの間、本会において活動を行ったものに対して、その功績をたたえて授与する。

第 7 条（褒章）

表彰される会員には、賞状のほかに褒章を授与する。

第 8 条（褒章の意匠）

- 1 褒章の意匠については、会長が別に定める。
- 2 意匠が変更された場合については、変更された意匠について授章者は一度に限って更新を求めることが出来る。

第 9 条（表彰の選考）

表彰の選考は、会長及び幹事長の推薦に基づき運営委員会において決定する。

第 10 条（附則）

- 1 平成 21 年 2 月 1 日までに國學院大學マンガ学研究会（以下、マンガ学研究会という）から本会に転入した会員については、マンガ学研究会会則（平成 20 年 5 月 24 日施行、以降更新されたものは対象としない）第 27 条から第 30 条によって表彰されたことがある場合は、以下の通り本会の表彰として読み替えるものとする。
 - （1）マンガ学研究会会則第 27 条（殊勲章）に表彰されたものは、本規程第 3 条に準ずるものとする。
 - （2）マンガ学研究会会則第 28 条（功労章）に表彰されたものは、本規程第 4 条に準ずるものとする。
 - （3）マンガ学研究会会則第 29 条（永年活動章）に表彰されたものは、本規程第 6 条に準ずるものとする。
 - （4）マンガ学研究会会則第 30 条（まんがの日記念賞）に表彰されたものは、本規程第 5 条に準ずるものとする。
- 2 本規程は、運営委員会の審議・議決により改正される。
- 3 本規程は、平成 21 年 6 月 10 日の運営委員会によって成立し、施行された。